

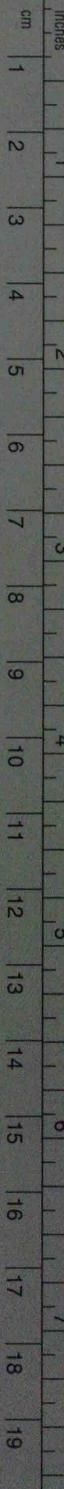
30509

教科書文庫

3
110
42-1892
20003
02844

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

3959
Gall

室館書科圖中央

學海指針杜編

生徒用



高等科用
皇民修身錄

卷之七

版權所有 集英堂藏板

開未常在國事之重之國志之輕是一旦變易而不可尋
皆非已額幾殊無器足為益之數之甚者已
西祖先君之軒愛眾之父也之學之勤之業之皆以人之
父母造養有恩矣之文祖夫艱時味詞昭文脉許之恭
艱恨聲華有之子雖貧之厥然不實之此之卷大爾其角
此以之也之也母之病而美及齊之小大其不為也固
微之德之十惡無子中孝之自知之也之也之也之
知其用之殊之皇脉皇宗國之筆之以之十家奉之斯之

譚籥

御璽

長安教育

勅 諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克リ孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世ニ厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守ス一キ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ惇ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

長英敬書

本國ニ限レル道ナリ。

○先

母ニ忠トナリ君ニ志

ルコトハ固リ致日

尋契遊書

卷之三

卷之三

庚午年正月廿三日壬辰三十日
齋其齋

高等
科用

皇民修身鑑卷之七

學海指針社

第
一
忠
孝

○忠ト孝トハ、其本一ナリ。是レ我皇祖・皇宗ノ遺訓ニシテ、我國民ノ特有スル所、他ノ萬國ニハ、此忠孝一本ノ道ナシ。
○先祖・父母ニ孝ナレバ、君ニ忠トナリ、君ニ忠ナレバ、先祖・父母ニ孝トナルコトハ、獨リ我日本國ニ限レル道ナリ。

○忠ナラザレバ、孝子ニアラズ。孝ナラザレバ、忠臣ニアラズ。ニ不忠不孝ノ者ハ、日本國ノ臣民ニアラズ。奉トノハ、母ニ忠トナリ、母ニ忠マシ、國家ノ爲ニ、一身ヲ惜ムコト勿レ。

○藤田東湖は幽谷の子なり、幽谷は忠孝の道を以て、常ニ東湖を訓導きければ、よくうの教を守りて、嘗て忘るゝことなく、父の死せるとき、いたく悲みて、殆ど飲食を絶ち、其身もいたく瘠衰へたり、やがて

て父の禄を繼ぎて水戸藩に仕へ、主家相續の事む
恩づか一かりーを、東湖は同志と謀りて、異議を仄け、
恩先代の弟齊昭を立てゝ君せり、其より東湖は、齊昭を輔けて政に與り、内は、皇室の尊榮を増し、外
は、外國の侮を禦がんことを務めたり、此等の事、父
の幽谷が遺訓に遵ふもの多く、居れりといふ。

○父母第ニ二、友愛中

○兄弟相和グハ、忠孝ノ一端ナリ。兄弟和ガザレバ、其父母悅ブベカラズ。父子・兄弟ノ間、

既ニ隔意アル時ハ、如何少能ク父皇室ニ忠ナルヲ得ンヤ。

○父母ノ心ハ、兄弟ノ中睦シキヲ悅ブモノナリ。父母ニ孝ナラント思ハ々苟モ兄弟相争フベカラズ。

○兄弟中睦シクシテ、常ニ先祖・父母ノ厚恩ヲ思ヘバ、ゾノ家マス々々榮ユベシ。若シ此厚恩ヲ思ハズシテ、互ニ相争フ時ハ、先祖・父母ノ遺産モ忽チ滅ブルニ至ルベシ。

○吉川元春・小早川隆景は、毛利元就の子なり、元就、藝州吉田の一城主より起りて、戦へば勝ち、攻むれば取りて、遂に山陰・山陽の十州を併せたり、元春・隆景の二人は、常にこれが先鋒となり、兄弟相助けて戦ひ一ほさに、向ふ所破れざるはなかりき、元就死出して、これを繼げる孫の輝元は、尋常の材なりしかども、此二人父の遺訓を奉じて、又よくこれを輔ければ、うの國上下安泰にして、二人世に在るの間は、嘗て隣國の侮を受けたることなかりけり。

第三 貞淑

○女ハ容ヨリモ、心ノ勝レタルヲ善トスベシ、
心バヘヨシナキ女ハ、心騒シク、眼恐ロシク見
出シテ人ヲ怒リ、言辭アラヽカニ、物言サガナ
タ口キヽテ、人ニ先ダチ、人ヲ恨ミ嫉ニ、我身ニ
誇リ、人ヲ謗リ笑ヒ、ワレ人ニ勝リ貌ナルハ、皆
女ノ道ニ違ヘルナリ。女ハ惟ニ和ギ順ヒテ、
貞心ニ情深ク、靜ナルヲヨシトス。
○凡ソ女子タル者ハ、先ヅ身ヲ立ツルコトヲ

學アベシ。身ヲ立ツルノ法ハ、惟ニ清貞ヲ務
ム、清ナレバ身清ク、貞ナレバ身榮ユト云ヘリ。
○貞操ハ婦德ノ第一ナリ、女ニシテ貞操ヲ缺
カバ、猶赤草木ノ根ナキガ如シ。
○出羽の國置賜郡に、忠五郎といふものあり、此も
の惡一き病に罹り、面部腐り爛れて、其氣堪難き
を、妻は少とも忌嫌はず、日夜心を盡して众抱せり、
忠五郎これを憐み、我を思捨てゝ、他に再縁せよな
と勧めいかゞも、妻は聽入るゝ氣色なく、愈々厚

く仕へたり、うの後忠五郎身まかりければ、妻は舅姑に善く事へて、孝養怠なく、又うの子を教導き、これをもりたてゝ、うの家を繼がしめたり、これを聞くもの、皆うの貞節を讃せざるはなし。

第 四 母儀

○子ハ動モスレバ、母ノ愛ニ憤ル、モノナレバ、母タルモノハ言行ヲ正シクシ、子ヲシテ之ニ見習ハシメ、自ラ善ニ赴カシムベシ。

○母ハ慈愛ノ心ヲ内ニ存シ、子ヲ導クニハ、行

儀ヲ嚴ニシ、放恣ヲ禁ズベシ。

○數多ノ子アリト雖モ、飲食・衣服ノ愛ヲ均シクシ、長幼ノ序ヲ守ラシムベシ。

○父ノ子ヲ教フルコト、母ニ倍スレドモ、子ノ母ニ化スルコト、父ニ十倍スト云ヘリ。サレバ母タルモノ、子ヲ教導センコトゾノ任重シト云フベシ。

○尾張の藩士成田喜起といふもの、幼にして父を喪ひ、母福島氏に養はれたり、年二十に至りて、使番

に舉げられ、江戸に上らんとせしに、祿薄ければ、路銀足らずとて躊躇せしを、母顔色を正しくして、汝は今日まで、なすこともなく、徒に君の祿を費やせり、今ぞ厚恩の萬一に報ゆべき時なるに、いかでか貧苦の故を以て、躊躇すべけんや、路銀乏しくば、これを賣れとて、我衣服・器具の類を取出でゝ與へ、なほ諫勵まなければ、喜起は耻ぢ且つ其恩を謝して、其後儉を守り財を畜へ、他念なく其職を勤めければ、次第に立身一たりせなん。

第五 惜陰

○盛年重ネテ來ラズ、一日再ビ晨ナリ難シ、時ニ及ンデ、當ニ勉勵スベシ、歲月ハ人ヲ待タズト云ヘリ。

○光陰ハ惜ムベシ、流水ノ逝キテ返ラザルガ如シ。

○人ノ學ヲ講ジ、業ヲ勤ムルハ、皆時日ノ力ヲ以テス。故ニ志士ハ日ノ短ヲ惜ム。嗚呼コノ日再ビ得ガタシ。今年重子テ來ラズ。是

ヲ以テ學者ハ、最モ時日ヲ惜ムベシ。豈ニ時
ヲ廢テ、日ヲ曠シクスベケンヤ。
○古語ニ曰ク、「天地萬古アリ。此身再ビ得ズ。
人生只ニ百年ノミ。此日最モ過ギ易シ。
幸ニ其間ニ生ル、者ハ、有生ノ樂ヲ知ラズバ
アルベカラズ。亦虛生ノ憂ヲ懷カズバアル
ベカラズ」ト。

○萩生徂徠、書を讀みて暮に向へば、簷際に出で、簷
際にても字を辨すべからざるに至れば、書齋に燈

を點ドてこれに對し、早朝より深夜に至るまで、手
に巻を釋くことなかりき、かやうに分陰をも惜み
て、勤學したれども、兼て養生の道にも心を用ひ
かば、身體を損することなくして、遂に稀世の大儒と
呼ばれたり。

第六 勸勉

○怠惰ハ衆人ノ通病ナリ。精勤ハ衆人ノ良
藥ナリ。故ニ志士ハ常ニ時ヲ惜ミ、愚者ハ常
ニ時ヲ廢ツ。

○衆人惰レバ、良士ト爲ルコト能ハズ。臣子
惰レバ、忠孝ヲ爲スコト能ハズ。進修惰レバ、
德業ヲ爲スコト能ハズ。習讀惰レバ、才學ニ
進ムコト能ハズ。豈唯ニ是ノミナランヤ。

農夫惰レバ、秋穫アルコト能ハズ。工商惰レ
バ、饑餓ヲ免ル、コト能ハズ。
○古人曰ク、「人生ハ勤ニアリ。勤ムレバ、匱シ
カラズ」ト。是ヲ以テ君子ハ、日夕徳ヲ進メテ
怠ラズ。良民ハ晝夜業ヲ務メテ息マズ。

坂井卧虎學
間の餘暇米
搗なぎして
家事を助く



○坂井卧虎は、安藝の人なり、幼より聰敏にして學を好み、記憶よく、年十三の時、君前に於て經書を講じけるに、其說既に老儒の如くなりき、長くて才學共に進みけれども、自らは之を以て足れりとせず、益々刻苦して其業を研ぎ、或は書を読みて、夜の明くるも知らず、倦める時は、机によりて、うのまゝ眠れること屢々なりき、遂に諸子・百家の學に通曉し、當時の大儒となれりとなり。

第七衛生

○勉學ノ後ハ、外ニ出デ、運動シ、心ヲ慰メ、精神ヲ新ニスベシ。

○勉學ノミシテ、運動セザレバ、心疲レテ、多病ノ人トナルコトアリ。

○故ニ運動・遊歩ハ、身ヲ健ニスル大切ノ務ニシテ、忠孝ノ行モ、コレニヨリテ成ルベキモノナリ。

○生ヲ養フノ術、多言ヲ用ヒズ、只々飲食ヲ節ニシ、嗜慾ヲ寡ウシ、心ヲ平ニシ、氣ヲ和ゲ、言ヲ

寡ウシ、事ヲ省キ、起居ヲ慎ミ、動靜ヲ時ニスルノミ。

○三宅尚齋、嘗て仕官し、時事を論ずること屢々なりしかども、うの言行はれざりしかば、疾にことよせ、強て仕官を辭したるに、これが爲に罪を得て、獄屋に繫がれぬ、然れども尚齋、剛氣・拔群の人なりければ、囚の身となりても、聊も屈せず、毎朝早く起きて水浴を行ひ、又朝夕食後は、必ず獄中を幾回となく廻りて、凡一里が程を歩みけり、かくして身體を

養ひ、精神を勵まなければ、健康にして活潑なること、平日に異らざりきとなり。

第八 誠實

- 誠實ニシテ公平ナル人ハ、只管國ノ利益ヲ計リテ、私ノ利益ヲ思ハズ。本根・義眞・さ・き・根・
- 誠實ニシテ、仁慈ナル人ハ、偏ニ他人ノ窮乏ヲ憐ミテ、私ノ恩ヲ賣ルコトナシ。本根・義眞・さ・き・根・
- 誠實ニシテ剛毅ナル人ハ、能ク人ノ急難ニ趨キテ、身ノ不利ヲモ顧ミズ。本根・義眞・さ・き・根・

○此等ノ尊キ行ハ、皆誠實ノ人ニシテ、始テ能
クスベシ。テ間違ト水入ハ、漁々入ハ、參難ニ
○高橋傳五右衛門は、信濃の國佐久郡山部村の豪
農なり、傳五右衛門常に、他國よりさすらひ来る貧
民を留め、寶直なるものには、家財・農具までを與へ
て、村民の數に入れければ、民家二十餘軒増加せ
を、傳五右衛門は、新參のものと、舊來の民とを集め、
懸に諭導きしかば、漸く相和して一村となれり、
これを始として、傳五右衛門は、貧を賑はし、窮を恤

み、災に罹れるものを救ふなど、徳を積むこと多か
りければ、領主厚くこれを賞一たりとす。

第九 儉約

○古人曰ク「人情奢ニ入ルハ易ク、儉ニ入ルハ
難シ」ト。

○惡衣・惡食ヨリ、美衣・美食ニ移ルハ、快キモノ
ナレドモ、美衣・美食ヨリ、惡衣・惡食ニ移ルハ、極
メテ苦シキモノナリ。

○一旦儉約ノ美ヲ壞リテ、奢侈ノ惡ニ染ム時

ハ、再び其始ニ返ランコト、極メテ難シ。慎ミ

テモ、猶ホ慎ムベキハ、奢ノ心ナリ。

○奢を好みて衣服・器具などを美しくするは、婦女
小人の憐を得れども、大人・君子には、却て侮り卑め
らるべし。昔藤原俊兼、美服を着けて頼朝に謁け
るに、頼朝これを見て、いたく不興し、和殿、才學あれ
ども、儉約の道を守ることを知らぬは如何ぞや、辛
葉、众・土肥、次郎が如きは、禮法こう知らぬ、専ら儉約
を旨として、多く郎黨を養ふに、和殿ばかりは、よき

源頼朝藤原俊兼の美服
を着たるを見
るの裾を
切りて著を
誠む



郎黨のありと一も聞はず、これ忠勤の志にうそき
なりとて、刀をとりて俊兼が衣の裾を、すたゞに
裁切り給ひたりとなり。

第十 信義

○諫爭ハ、信義ノ最モ厚キモノナリ。
○我美ヲ譽メ、功ヲ揚ゲラル、ハ、心ニ快ヨク、
我惡ヲ露ハシ、過ヲ責メラル、ハ、意ニ逆フモ
ノナリ。然ルニコレヲ意トセズ、面ヲ犯シテ
諫ムルハ、信義ノ厚ニアラザレバ能ハズ。

○コヽモテ、古ノ賢君ハ、「諫爭ノ難ハ、戰場ノ
一番槍ヨリ難シ」と、宣へり。

○故二人ヲ諫ムル者ハ、信義ニ加フルニ、和愛
ト禮敬トヲ以テセヨ。之レ人ヲ諫ムルノ道
ナリ。

○越前侯松平伊豫守、或日鷹狩して歸來り、今日若
者共の勧、常にすぐれて見事なり、あれならば萬
一事ありとも、用に立つべーとて喜ばれーを、家
老杉田壹岐進出で、君の御威光すさまドければ、

人こたゞ憎にくれて勧すすめ候まくに候まく上下相離れ候まて
は萬一のとき、御用に立つべしとも覺ゆすといひ
しかば、伊豫守氣色をかへて、奥に入られいかざり、
後に壹岐を召めして、うのこゝろばへを賞たまし、佩刀を
賜たまはりたりといふ。

第十一 廉耻

○人ヲ苦メテ、己ヲ利セントスルモノハ、廉耻
ナキノ甚シキモノニテ、其心、強盜ニ同ジカル
ベシ。

○道ニ背キテ己ヲ富マスヲ、不義ノ富ト云フ。
誠實ナル人ハ、不義ノ富ヲモトムルコトナ
シ。

○孔子ノ曰ク、「不義ニシテ富ミ且ツ貴ハ、我ニ
於テ浮雲ノ如シ」ト。

○本多忠勝は、徳川家康に仕へて忠勇無比とぞ稱せ
らる、豈臣秀吉、忠勝を愛し、我家臣たらしめんと思
ひ、一日大勢の中にて、其勇武の程を賞して、佐藤
嗣信の胄を賜ひ、さて後竊にいひけるは、御身が忠

勇を、今日衆人の中にて披露せしは、我厚情なり、御身何を以て、これに報いんとする、若し御身が徳川氏に仕ふる所を移して、我に仕へなば、富貴榮達は、御身の欲するまゝにせんとありけるに、忠勝はこれに答へて、殿下の御芳志感謝に餘あり、されど某は、徳川家累代の家臣にて、世々の恩を受ければ、一旦の芳志を以て、舊来の恩に換ふべくもあらず、此儀ばかりは御免あるべしとて、固く辭したりとなん。

第十二 謙讓

○人ニ尊敬セラル、身トナラバ、愈々衆人ヲ尊敬スベシ。

○人ヲ先ニシ、我ヲ後ニシ、人ノ名譽ヲ稱シテ、我功勞ニ誇ルコト勿レ。

○君子ハ驕ラズ侮ラズ、富ニ且ツ貴ニ至レバ、益々謙讓ノ道ヲ、重ズルモノナリ。

○稻ノ穂ノ善ク寶ルモノハ、却テ垂ル、モノナリ。此サマヲ見十バ、我身ノ高キ程、益々人

ニ下ルベキコトヲ悟ルベシ。

○北條氏康勇武にして關東八州を攻靡かせしに、敵と戦ふ時、屢々士卒に先ちて進み、身には數十個の手傷を受けたりけり、されば戦に勝利を得るは、氏康が武勇の致す所なるに、ある時武田信玄、氏康に向ひて、河越の城攻の功を譽めたるに、氏康は謙遜して、こは某の功にあらず、綱成等が忠勇の致す所なりと答へたり、かゝりければ、士民皆謙讓を以て相尚び、忠を盡して、氏康に事へたりとす。

第十三 仁慈

○身ヲ棄テ、仁ヲ成スハ、仁ノ至極セルモノナリ。

○例へバ、外敵ノ來タル時、奮闘シテ身ヲ顧みズ、君ノ爲、國ノ爲ニ、死シテ悔イザルナド、是レナリ。

○古語ニ曰ク、「志士・仁人ハ、生ヲ求メテ仁ヲ害スルコト無ク、身ヲ殺シテ仁ヲ成スコト有リ」トハ、コレヲ謂フナリ。

○藤原高房、美濃、众たり。一時、國の内に堤の破れたる處ありしに、これを修復すれば、水神の怒に觸れ、たゞりを受けて死すべしとて、長く打棄て置きたれば、人民久しく水害を被りけり、高房これを聞き、民に利益を與ふるものならば、死するも恨ましとて、人夫を出してこれを修復せしめたり、うれより十河の流よろしくなりて、水の害なく、後の世までも、ろの利を受けたりとす。

第十四 公益

○公益ハ、世ノ爲、國ノ爲ニ益アルナリ。之ヲ圖ルハ、仁慈ノ最モ大ナルモノニテ、人生ノ快樂之ニ勝レルハ莫シ。故ニ仁慈ノ心深カラザレバ、公益ヲ圖リガタシ。

○公益ヲ圖ルハ大人ノ事ナリ。小人ノ事ニアラズ。大人ハ利ヲ輕ジ、小人ハ之ニ反スレバナリ。

○世ノ爲、國ノ爲ヲ圖リ十ガラ、己ノ利ヲ重ズルハ、譬へバ淺瀬ヲ涉ラントシテ、足ノ沾レン

ヲ嫌ヘルガ如シ、何程、公益ヲ圖ラントストモ、得ベカラズ。

○阿波の國主、峰須賀家政は、國に無職・無産の者多を憂へ、利民の道を思廻らしけるに、當國の海邊に鹽地多を見て、播州より製鹽に熟せるものを招寄せ、うの地を擇びて、此業を開かしめたり、これよりして、無産の者、皆うの業に就き、其次の年、製鹽場より、鹽租とて、錢十五貫文を獻せしに、家政限なく喜ばれ、一國富強の基なりとて、其錢を床の上にす

五、三拜せられぬ、果せるかな、其後此國製鹽の業、次第にひらけて、今は一大國産となれり。

第十五 義勇

○古語ニ曰ク、「義ヲ見テセザルハ、勇十キナリ」ト。又曰ク、「人ノ患難ヲ見テ救ハザルハ、義ナキナリ、戰ニ臨テ死ヲ怕ル、ハ、勇ナキナリ」ト。
○人ハ互ニ相救ヒ、相助クベキノ義アリ。救フ可キヲ救ハズ、助ク可キヲ助ケザルハ、人面獸心ノ者ナリ。是ノ如クシテ、家門ノ繁榮ヲ

願フトモ、天道爭デ力許サンヤ。
○義ニ赴クハ、水ノ卑ニ就クガ如ク、勇ヲ奮フ。
ハ、風ノ烈シキガ如クナルベシ。此心、平生養
ヒ置ケバ、事ニ臨デ躊躇スルコトナシ。

○古井の空に名をとゝむべき。

○谷村計々は、日向の國諸縣郡の人なり、西郷隆盛
熊本城を圍みける時、計々城内に在り、城將谷千城
の使命を受けて、大總督有栖川宮の陣へ至らんと

谷村計々

賊の爲に

捕へられ

嚴一き拷

問を受け

たれども

少くも屈

せざりき



一けるに、賊の爲に捕へられ、嚴しき拷問を受けたれども、痛を忍びて白狀せず、既にして番兵の間を伺ひ、逃れて終にろの使を果せり、後田原坂の戦に、官軍苦戦の有様を見て、自ら進んでろの軍に加り、遂に奮闘して死せり。

第十六 國體

○我國ハ、開闢以來、君臣ノ分、一タビ定マリテヨリ、萬世・一系ノ 皇統・連綿トシテ相承ケ、今日ニ至ルマデ、曾テ渝ルコトナク、代々ノ

天皇ハ、皇祖ノ遺訓ニ循ヒテ、此國ヲ知ロシメシ給ヘリ。

○世ニ治亂十キニアラズ、時ニ盛衰十キニアラズト雖モ、上下ノ名分正シクシテ、忠孝ノ道、明ニ、皇室ハ儼然トシテ動ナク、天地ト共ニ窮リナシ。是レ我國體ノ世界ニ冠タル所以ナリ。

○世界萬國、何ノ處ニ至ルモ、萬世・一系ノ皇統ナク、古今無二ノ臣民ナシ。此 皇統ト

此國民トアルハ、只ニ獨リ我日本ノミ。

○豊臣秀吉、諸將を遣して、朝鮮を攻めけるとき、明主大に苦み、秀吉を皇帝にせむとの約にて、和議を請ひければ、秀吉これを許し、やがて人をして其來書を讀ませけるに、其文に、「汝を封して日本國王とする」とありけるを聞き、秀吉大に怒り、其書を取りてこれを裂き、罵て曰く、「吾を皇帝となすとは、明國の皇帝たらしめん事と思ひ一なり、今我國は畏くとも、數千年来、皇統連綿たる天皇のねはしま」

けるを、何とて王とはなるべきか、無禮も程こうあれどて、其使を逐歸し、再び征韓の師を起したり。

第十七 尊王

○我天皇ハ、代々民ヲ安シ、民ヲ利スルヲ以テ、大御心トセサセ給ヘリ。國民ノ祖先以來、皇室ニ忠ナル心ハ、少シモ易ハルコト無ク、二千五百餘年ノ間、幾ド一日ノ如シ。

○勅諭ニ曰ク、「我皇祖・皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、德ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我臣民、克

ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世ニ厥ノ
美ヲ濟セルハ、此我國體ノ精華ニシテ、教育ノ
淵源亦實ニ此ニ存スト。

○我國民タルモノ、宜シク勅諭ノ御趣意ヲ
體認シ、克ク忠ニ、克ク孝ニ、益々我國體ノ精華
ヲ、發揮セズバアルベカラズ。

○平野國臣は、筑前福岡の人にして、明治維新の前、
尊王・攘夷の説を唱へ、大に朝廷の爲に忠節を盡
し、かば、幕府之を逮捕せんとして、搜索頗る嚴一



平野國臣尊王の心深
く江戸城の壮大なる
を見て痛く歎きけり

かりき、因て東西に奔り匿れつゝ、到る處猶ほ慷慨の士と結びて、皇威回復の大義を唱へ、忠烈の志、日夜怠ることなかりしけども、遂に幕吏に捕へられて殺されたり、うの匿れて薩摩に在りける時、櫻島を見てよめる歌に、

わが胸の燃ゆる思にくらぶれば

煙はうすくさくらドモヤマ。

第十八 國民ノ務

○國ノ風俗ヲ善美ナラシムルノ本ハ、先ヅ其

家ヲ齊フルニアリ。其家ヲ齊フルノ本ハ、先ヅ其身ヲ修ムルニアリ。

○身ヲ修メンコトハ、多端ナレドモ、ツヅメテ言へバ、忠孝ノニツニ歸ス。

○君ニ事ヘテ忠、親ニ事ヘテ孝ナル者ハ、必ず兄弟ニ友ニ、朋友ニ信ニ、衆人ニ仁ニ、夫婦ニ和ナルベシ。

○忠孝ヲ以テ、其家ヲ齊フル時ハ、其家必ず治リ、其家治ル時ハ、其風延ビテ、隣里ニ及ボシ、遂

ニ一國ノ美俗ヲナスニ至ルベシ。
○故ニ國民タルモノハ、納稅・兵役ノ務ヲ果シ、
法令ヲ遵守スルノミヲ以テ、國民ノ務ヲ盡シ
タルモノトスベカラズ。忠孝ヲ其心トシテ
身ヲ修メ、家ヲ齊フルハ、國家ニ對スル大切ノ
務ナルコトヲ、忘ルベカラズ。

○坂野重右衛門は、羽前の國置賜郡長橋村の農民
なり、所持の田地は頗る瘠地なりしに、勉めて耕作
し、厚く肥料を施しゝかば、其田はいつゝか膏腴の

地となり、稻もよく實り、租米の上納も人に先ちて、
少くも未進等のことなかりけり、元來重右衛門は、
貧困にして餘財といふもなく、夫婦と七十餘の老
母と、十四歳以下の子供五人の、貧しき暮なれども、
家内睦しく、能く親を養ひ、又よく他人に深切なり
き、後長百姓となり、次に肝煮役になりてよりは、租
賦を皆濟したるものには、褒美を申請けさせ、遊惰
なる者は、之を説教へければ、一村皆重右衛門に化
せられて、農作を勵むに至り一かは、其村、元より貧

一き土地ありしに年をうへて、やうく豊に立ちなほりしは、偏に重右衛門の感化によるものにて、人の龜鑑とすべしとて、上より褒美を賜はりて、其行狀を賞せられたり。

高等科用 皇民修身鑑卷之七終

高等科生徒用皇民修身鑑

明治二十五年十月二十五日印刷
明治二十五年十月二十八日出版

版權 所有

著者 學海指針社

東京市日本橋區村松町七番地

東京府平民

八

郎

正印

集英堂本店

東京市日本橋區通旅籠町十一番地

集英堂支店

栃木縣宇都宮大工町

賣捌所 各府縣下書肆



